

●オレンジカフェで、のんびりしませんか♪

認知症の人や家族、地域の人、専門職などがお茶を飲みながら、日頃の悩みや病気などについて気軽に語り合い、情報交換や相談、交流等を行うオレンジカフェ(認知症カフェ)が、市内各地で開かれています。(8月現在、14カ所)

誰でも参加でき、ボランティアも大歓迎です。今後、オレンジカフェを開きたい人も、気軽にご相談ください。

☎尾道市社会福祉協議会(☎0848-22-8385)



オレンジカフェ福祉センター・友



やさしく声掛け
「何かお手伝いしましょうか」

●認知症の人の外出先の事故を防ごう

外出後、自宅へ戻れなくなる認知症の人が増えています。

外出先で困っている認知症の人へ、「何かお手伝いすることはありますか」等と声かけすることで事故を未然に防げるよう、認知症役を演じるスタッフが外向き、地域の人に声をかけて体験していただく「おのみち見守り訓練」を実施しています。

地域の集まりや事業所等で、おのみち見守り訓練を体験してみませんか。

参加者の声 「恥ずかしかったけど、声かけの勉強になりました。」

「外出先で帰れなくなった人に接した時の連絡先を知ることができてよかった。」等

☎高齢者福祉課(☎0848-38-9137)か、お近くの地域包括支援センターへ

●おのみち見守りネットワーク事業

市は、行方不明になる可能性がある人の事前登録を受け、警察へ情報提供して行方不明時に備えています。また、行方不明時には、尾道市安全・安心メール(徘徊等SOS情報)の配信や、協力団体へFAXして、捜索協力を呼びかけています。

認知症の人を見守る地域の応援団「おのみち見守りネットワーク協力団体」や、「尾道市安全・安心メール(徘徊等SOS情報)」の登録について、皆さんのご協力をお願いします。

☎高齢者福祉課(☎0848-38-9137)

尾道市安全・安心メールの登録方法

携帯電話から登録

QRコード読み取り機能搭載の携帯電話は、右のQRコードを読み取り、表示内容に従って利用規約等確認後、空メールを送信してください。



docomo・au・softbank

●認知症の人と一緒にタスキをつなぐ!ランニングイベント「RUN伴(ランとも)」

RUN伴は、「認知症」をテーマに全国各地でタスキをつなぐ、どんな人でも参加しやすいイベントです。

今年も10月21日(土)に、RUN伴2017尾道地区イベントが開催されます。(詳細は14頁をご覧ください)

●尾道市版認知症ガイドブックをご活用ください

希望者にお渡ししています。

(内容)

- ・認知症の早期発見のためのチェックリスト
- ・認知症の基礎知識や接し方
- ・認知症ケアパス(どの時期にどのような支援が必要になるか等、おおまかに示したもの)
- ・利用できる制度や支援
- ・認知症の相談ができる医療機関
- ・相談窓口等の連絡先

(配布場所) 高齢者福祉課、各支所、御調保健福祉センター、地域包括支援センター等

☎高齢者福祉課(☎0848-38-9137)



●認知症地域支援推進員へご相談ください

認知症地域支援推進員は、認知症の相談をお受けして、医療や介護、地域のサービスにつなぐコーディネーターです。お気軽にご相談ください。また、認知症の人がその人らしく、できる限り住み慣れた地域で暮らしていけるよう、認知症にやさしいまちづくりをめざして、ネットワークづくりなどの活動を行っています。(配置場所) 地域包括支援センター(次頁をご覧ください)

☎高齢者福祉課(☎0848-38-9137)

成年後見人制度

認知症や知的障害などによって判断能力が不十分な人が、社会的、経済的に不利益を受けることがないようにするための制度です。

生活上の不自由さを解消するため、「財産管理」と「身上監護」について、支援が行われます。

判断能力が十分ではない人のための「法定後見制度」と、まだ十分な判断能力のある人に将来に備えて契約に基づき行われる「任意後見制度」があります。「法定後見制度」では、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に審判を申し立てます。

契約の解除

本人が自分に不利益な契約を結んでしまった場合は、契約を取り消すことができます。(要件あり)

財産の管理

本人の利益を守るよう、本人に代わって収支の管理や預貯金通帳、印鑑の管理、不動産の管理、処分等を行います。

一人暮らしだが、財布や鍵をどこに置いたか忘れてしまった...

身上監護

本人の生活や健康に配慮し、安心した生活が送れるよう、必要な医療、介護、福祉、住居等の契約や費用の支払い等を行います。



一人暮らしの母が認知症になった。悪徳商法に引っ掛からないか心配...

困ったとき 利用できる制度や、相談できるところ

地域包括支援センターのほかにもいろいろな相談窓口があります。

○福祉サービス利用援助事業(かけはし)

一定の理解はあるものの、判断能力が低下し、一人で物事を決めることが不安な人に対して、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理をサポートします。

☎尾道市社会福祉協議会内☎0848-22-8385

○尾道市消費生活センター

訪問販売などで不意打ち的に契約してしまった等の消費者被害や悪徳商法等について対処方法のアドバイスをします。

☎0848-37-4848

そのほかの相談窓口

→詳しくは、30頁をご覧ください。

備えておきませんか

○遺言

自分が生涯をかけて築いた大切な財産を、最も有効・有意義に活用してもらうために意思表示するもの。遺言には、自筆証書遺言・公正証書遺言等があります。

○エンディングノート

遺言のように法的効力を有する文書ではありませんが、自分の人生を振り返り、自分の思いや希望を大切な家族等に伝えることができます。



～幸齢社会おのみち～人生笑顔で! 終活&笑(エ)ンディングノート!!

これまでの自分の人生を振り返り、自分の人生と向き合い、これからの、より自分らしく・より良く「生きる」ためのヒントになるよう創作落語を交えた明るく楽しい講演会を開催します。『終活』について、楽しみながら考えてみましょう。

☎9月28日(木) 14:00~

☎しまなみ交流館

講師 生島清身(天神亭きよ美)さん(行政書士・落語講演家)

☎尾道市西部地域包括支援センター

(☎0848-21-1262)



高齢者に関するご相談は、お近くの地域包括支援センターへ
尾道市地域包括支援センター(☎0848-56-1212)

尾道市北部地域包括支援センター(☎0848-76-2495)

尾道市西部地域包括支援センター(☎0848-21-1262)

尾道市東部地域包括支援センター(☎0848-56-0345)

尾道市向島地域包括支援センター(☎0848-41-9240)

尾道市南部地域包括支援センター(☎0845-24-1248)

尾道市南部地域包括支援センター 瀬戸田支所(☎0845-27-3847)

地域包括支援センターは、高齢者に関する相談窓口で、市内7カ所に設置されています。窓口で、お電話で、必要に応じてご自宅へ、ご相談をお受けします。社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーなどが中心となり、本人に必要なサービスの紹介や利用に向けた支援、必要に応じて支援の輪を作るお手伝いをします。

高齢者(本人)からだけでなく、その家族・近隣に住む人などからの相談もお受けしています。



地域包括支援センターは、あなたと一緒に考えます。相談内容等の秘密は守られます。

介護や福祉はもちろん、高齢者のことでどこに相談していいかわからない時はまず相談を。

介護を一人で抱え込まないで。しんどい時は思いを聞かせてください。